

# 三原市立宮浦中学校ホームページ管理運用規定

## (目的)

第1条 三原市立宮浦中学校がインターネット上に開設するホームページを活用し、学校に関する情報を提供することにより、社会に開かれた学校を実現することを目的として、三原市立宮浦中学校におけるホームページの管理運用を円滑かつ適正に運営するために、法令等に従い、この規程を定める。

## (ホームページ管理者及びホームページ管理運用責任者)

第2条 ホームページ管理者(以下「管理者」という)は校長とし、ホームページの管理運用を統括する。

第3条 管理者は、ホームページ管理運用責任者(以下「責任者」という)を置き、ホームページの管理運用に当たらせる。責任者は校長が任命する。

## (ホームページの管理運営)

第4条 ホームページの管理運用、ホームページに掲載する情報の選定及び校内調整を行うため、ホームページの管理運営は運営委員会(以下「委員会」という)で行う。

2 ホームページのコンテンツの作成者については管理者が指名する。

第5条 委員会は、次の事項を所掌する。

- (1) ホームページの管理運用に関する事項
- (2) ホームページの掲載内容に関する事項
- (3) セキュリティに関する事項
- (4) 人権尊重及び個人情報の保護に関する事項
- (5) 知的所有権に関する事項
- (6) 個人情報の保護に関する事項
- (7) 管理者が必要と認める事項

## (不正侵入及び改ざん等への対応)

第6条 管理者は、ホームページのセキュリティを確保する。

- 2 管理者は、ホームページに対して外部から不正に侵入・改ざん等の攻撃を受けた場合、三原市教育委員会の指導のもと、不正侵入の防御、早期発見及び迅速かつ適切な対応をする。
- 3 ウイルスの感染を防ぐために、常にウイルスチェック済みのデータを使用する。
- 4 定期的にウイルスチェックソフトウェアを実行し、感染の早期発見に努める。
- 5 コンピュータウイルスに感染した場合、三原市教育委員会に、対応についての相談及びその状況及び対応経過についての報告を速やかに行う。

## (個人情報・知的所有権の保護)

第7条 ホームページに情報を掲載する場合は、三原市個人情報保護条例及び三原市情報公開条例等に基づき、人権尊重、個人情報、著作権等の知的所有権の保護等に十分注意する。

- 1 生徒等の住所、電話番号、生年月日等の個人情報は公開しない。
- 2 生徒、保護者及び職員が活動している様子を撮影した写真等を公開する場合は、個人の肖像権の侵害が生起しないように努める。
- 3 生徒等の作品、個人が特定できる肖像等をホームページ上で公開する場合は、生徒及び保護者等の同

意を得た上で行う。なお、氏名の表示について教育上必要がある場合は、生徒及び保護者等の同意（同意書を用いる）を得た上とする。

- 4 学校教育活動協力者（以下「協力者」という。）の作品、肖像等をホームページ上で公開する場合は、協力者の同意を得た上で行う。
- 5 著作権等に係る知的所有物をホームページ上に掲載する場合は、必ず知的所有権者の了解を得て行う。また、知的所有権の所在を明記する。
- 6 ホームページで使用されている生徒の作品等の改変は一切行わない。また、本校で撮影した写真や作成したイラスト等の著作権は放棄しない。二次的利用を禁止する。

（電子メールによる意見，要望等の受付）

第8条 ホームページに関する意見，要望等の受付先として，電話番号・F a x 番号・メールアドレスを公開する。

（禁止事項）

第9条 次に掲げる内容は、ホームページ上に掲載しない。

- (1)著作権・知的所有権の法令に定める権利を侵害するもの
- (2)生徒や職員のプライバシーを侵害するもの
- (3)守秘義務に違反するもの
- (4)個人的な情報発信を目的としたもの
- (5)営利を目的とした内容のもの
- (6)個人や団体を誹謗・中傷・差別する内容のもの
- (7)教育目的・研究目的からはずれた内容のもの
- (8)法令や情報倫理，社会慣行に反するもの
- (9) その他，本校のホームページに掲載する内容としてふさわしくないと管理者が判断したもの

（公開の中止）

第10条 次の場合はホームページ公開を中止する。

- (1) 意図的に外部から公開情報等を改悪された場合
- (2) 意図的に外部から公開情報等が悪用された場合
- (3) 管理者が公開を中止したほうがよいと判断した場合